



其謹信の時ニ嚴言

レ位因ハ差徳法也

日文國事ニ力

車共又其の陳大先車

東出死と慮とら同社

ノ困難ニ関シハ石川

社員ニ於テ是れ其と處

品有ク其を以て調行ハ

✓石川先方之ニ出祈と

味気其模様ニ是れ如

此際社至事ノ執事也

古強テ遂行代り時ニ

種ニノ不幸と生之ニ

及クハ死也ハ任令法也

と其れと事少良ハ

及久に死に任令法有

と非れと事少良に

於此聊取了外事と事

十と又々同と社本東ノ

目的と達せ人子、現に執

りて事な、方針も也

と為すも、浪擧げ得ん

之と妨害せんとす、の令

「是に確執し、一歩、

社と事ノ前途ヲ遮断

せんと、是情欲も、

今や馬面も一物取

分到底道ナキヲ感し

因^{在東京}に社と事ノ由、

職改し、外人員を招き

て、社を組織せしめ

と、此の決り、動か

ち、カ、ハ、付、こ、

西の事、故、該、地、

強、化、し、ら、れ、事、

早稲田
大隈重信殿
敢奉狀教辰



別

神田淡路町園根屋

横井時礎